

(証券コード 3451)
(発信日) 2026年7月2日
(電子提供措置の開始日) 2026年6月17日

投資主各位

東京都港区芝浦四丁目5番4号
トーセイ・リート投資法人
執行役員 大河内幸貴

第7回投資主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、トーセイ・リート投資法人（以下「本投資法人」といいます。）の第7回投資主総会（以下「本投資主総会」といいます。）を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ですが後記の投資主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書面に議案に対する賛否をご表示いただき、2026年7月17日（金曜日）午後6時までに到着するようご送付いただきたくお願い申し上げます。

また、本投資法人は、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号。その後の改正を含みます。以下「投信法」といいます。）第93条第1項の規定に基づき、規約第41条におきまして「みなし賛成」の規定を定めております。従いまして、**当日ご出席にならず、かつ議決権行使書面による議決権の行使をされない投資主様につきましては、規約第41条第1項括弧書き及び第3項に定める場合を除き、本投資主総会の各議案に賛成するものとみなされ、かかる投資主様の有する議決権の数は、出席した投資主様の議決権の数に算入されますので、ご留意くださいますようお願い申し上げます。**

＜本投資法人規約抜粋＞

第41条（みなし賛成）

1. 投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主は、その投資主総会に提出された議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除く。）について賛成するものとみなす。
2. 前項の規定に基づき議案に賛成するものとみなした投資主の有する議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入する。
3. 前2項の規定は、（i）以下の各事項に関する議案が投資主総会に提出されることについて本投資法人が本投資法人のウェブサイトにおいて公表した日若しくは招集権者がこれに準ずる方法により公表した日のいずれか早い日から2週間以内に、総発行済投資口の100分の1以上の投資口を6か月以上引き続き有する投資主が、当該議案に反対である旨を本投資法人（招集権者が執行役員若しくは監督役員以外の者である場合は、

本投資法人及び招集権者の双方)に通知した場合、又は、(ii)以下の各事項に関する議案について、本投資法人が当該議案に反対である旨を招集通知に記載若しくは本投資法人のウェブサイトにおいて公表した場合には、当該議案については適用しない。

- (1) 執行役員又は監督役員の選任又は解任
- (2) 資産運用会社との間の資産運用委託契約の締結又は解約
- (3) 解散
- (4) 投資口の併合
- (5) 執行役員、監督役員又は会計監査人の責任の免除

4. 第1項及び第2項の規定は、本条を変更する規約変更議案については適用しない。

なお、本投資主総会の招集に際しては、投資主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の本投資法人のウェブサイトに「第7回投資主総会招集ご通知」として掲載しております。

本投資法人のウェブサイト
<https://tosei-reit.co.jp/>

電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証のウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、銘柄名（投資法人名）又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」→「縦覧書類／PR情報」→「投資主総会招集通知／投資主総会資料」を選択のうえ、ご確認くださいようお願い申し上げます。

東証のウェブサイト（東証上場会社情報サービス）
<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>
敬 具

記

- 1. 日 時：2026年7月21日（火曜日）午前10時30分
- 2. 場 所：東京都中央区築地六丁目23番8号
トーセイホテル ココネ築地銀座プレミア 3階
(末尾の「第7回投資主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

3. 投資主総会の目的である事項：

決議事項

- 第1号議案：規約一部変更の件
- 第2号議案：執行役員1名選任の件
- 第3号議案：補欠執行役員1名選任の件
- 第4号議案：監督役員2名選任の件
- 第5号議案：補欠監督役員1名選任の件

以 上

~~~~~  
(お願い)

- ①本投資主総会に当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書面を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ②代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の投資主の方1名を代理人として本投資主総会にご出席いただくことが可能ですので、代理権を証する書面を議決権行使書面とともに会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。

(ご案内)

- ①電子提供措置事項又は電子提供措置事項を記載した書面を修正する場合の周知方法  
電子提供措置事項又は電子提供措置事項を記載した書面に修正が生じた場合は、その旨、修正前の事項及び修正後の事項を本投資法人のウェブサイト (<https://tosei-reit.co.jp/>) 及び東証ウェブサイトに掲載いたしますので、ご了承ください。
  - ②当日は、本投資主総会終了後、引き続き同会場において、本投資法人の資産運用会社であるトーセイ・アセット・アドバイザーズ株式会社による「運用状況報告会」を開催いたしますので、あわせてご参加くださいますようお願い申し上げます。
  - ③ご返送いただいた議決権行使書面において、各議案につき賛否の表示をされない場合は、本投資法人提案については賛の表示があったものとしてお取扱いいたします。
- ~~~~~

## 投資主総会参考書類

議案及び参考資料

### 第1号議案 規約一部変更の件

#### 1. 変更の理由

- (1)「地球温暖化対策の推進に関する法律」（平成10年法律第117号、その後の改正を含みます。）の改正に伴い、改正後の条文にあわせ関連する規定の変更を行うものです（規約変更案第11条第3項⑤）。
- (2)本投資法人の堅調な収益の確保と成長性の両面を兼ね備えるポートフォリオを構築するために、本投資法人の投資対象にホテルを追加するものです（規約変更案第12条第1項）。
- (3)2026年4月1日付で一般社団法人投資信託協会及び一般社団法人日本投資顧問業協会が合併し、一般社団法人資産運用業協会が発足したことに伴い、必要な字句の修正、その他所要の変更を行うものです（規約変更案第18条（10）、第25条第2項、第28条）。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線部は変更箇所を示します。）

| 現 行 規 約                                                                                                                                                                                                 | 変 更 案                                                                                                                                                                                                          |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第11条（資産運用の対象とする資産の種類、目的及び範囲）</p> <p>1. ～2.（記載省略）</p> <p>3.</p> <p>①～④（記載省略）</p> <p>⑤地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第11号。その後の改正を含む。）に基づく<u>算定割当量</u>その他これに類似するもの又は排出権（温室効果ガスに関する排出権を含む。）</p> <p>4.（記載省略）</p> | <p>第11条（資産運用の対象とする資産の種類、目的及び範囲）</p> <p>1. ～2.（現行どおり）</p> <p>3.</p> <p>①～④（現行どおり）</p> <p>⑤地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第11号。その後の改正を含む。）に基づく<u>国際協力排出削減量</u>その他これに類似するもの又は排出権（温室効果ガスに関する排出権を含む。）</p> <p>4.（現行どおり）</p> |
| <p>第12条（投資方針）</p> <p>1. 本投資法人の投資対象である不動産関連資産の本体をなす不動産又はその裏付けとなる不動産は、主として東京経済圏及び一部の主要地方都市に所在する不動産とし、その用途は、主としてオフィス、商業施設、住宅及び物流施設（これらの複合用途を含む。）とする。</p>                                                   | <p>第12条（投資方針）</p> <p>1. 本投資法人の投資対象である不動産関連資産の本体をなす不動産又はその裏付けとなる不動産は、主として東京経済圏及び一部の主要地方都市に所在する不動産とし、その用途は、主としてオフィス、商業施設、住宅、<u>ホテル（和式又は洋式の構造及び設備を主とする宿泊施設をいう。）</u>及び物流施設（これらの複合用途を含む。）とする。</p>                   |

| 現 行 規 約                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 2. ～ 3. (記載省略)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 2. ～ 3. (現行どおり)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| <p>第18条 (資産評価の方法及び基準)<br/>(1)～(9) (記載省略)<br/>(10)その他<br/>上記に定めがない場合は、当該資産の種類ごとに、<u>一般社団法人投資信託協会</u> (以下「<u>投信協会</u>」という。) の評価基準又は一般に公正妥当と認められる企業会計の基準により付されるべき評価額をもって評価する。</p>                                                                                                                                                                                                                                    | <p>第18条 (資産評価の方法及び基準)<br/>(1)～(9) (現行どおり)<br/>(10)その他<br/>上記に定めがない場合は、当該資産の種類ごとに、<u>一般社団法人資産運用業協会</u> (以下「<u>運用協会</u>」という。) の評価基準又は一般に公正妥当と認められる企業会計の基準により付されるべき評価額をもって評価する。</p>                                                                                                                                                                                                                                   |
| <p>第25条 (金銭の分配の方針)<br/>1. (記載省略)<br/>2. 利益を超えた金銭の分配<br/>本投資法人は、分配可能金額が配当可能利益の額の 100 分の 90 に相当する金額以下である場合、又は本投資法人における課税負担の軽減を目的とする場合その他本投資法人が適切と判断した場合、法令等 (<u>投信協会</u>の定める規則を含む。) に定める金額を限度として、本投資法人が決定した額を加算した額を、利益の金額を超えて投資主に金銭で分配することができる。ただし、この場合において、なおも金銭の分配金額が配当可能利益の額の 100 分の 90 に相当する金額以下である場合、又は本投資法人が適切と判断した場合、本投資法人が決定した金額をもって金銭の分配をすることができる。利益を超えて投資主に分配される金額は、まず出資剰余金から控除し、控除しきれない額は出資総額から控除する。</p> | <p>第25条 (金銭の分配の方針)<br/>1. (現行どおり)<br/>2. 利益を超えた金銭の分配<br/>本投資法人は、分配可能金額が配当可能利益の額の 100 分の 90 に相当する金額以下である場合、又は本投資法人における課税負担の軽減を目的とする場合その他本投資法人が適切と判断した場合、法令等 (<u>運用協会</u>の定める規則を含む。) に定める金額を限度として、本投資法人が決定した額を加算した額を、利益の金額を超えて投資主に金銭で分配することができる。ただし、この場合において、なおも金銭の分配金額が配当可能利益の額の 100 分の 90 に相当する金額以下である場合、又は本投資法人が適切と判断した場合、本投資法人が決定した金額をもって金銭の分配をすることができる。利益を超えて投資主に分配される金額は、まず出資剰余金から控除し、控除しきれない額は出資総額から控除する。</p> |
| <p>第28条 (<u>投信協会規則</u>)<br/>本投資法人は、本規約に定める他、金銭の分配にあたっては、<u>投信協会</u>の定める規則等に従うものとする。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | <p>第28条 (<u>運用協会規則</u>)<br/>本投資法人は、本規約に定める他、金銭の分配にあたっては、<u>運用協会</u>の定める規則等に従うものとする。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |

## 第2号議案 執行役員1名選任の件

執行役員大河内幸貴は、2026年7月31日をもって任期満了となりますので、2026年8月1日付で改めて執行役員1名の選任をお願いするものです。

本議案において、執行役員の任期は、規約第45条第1項本文の規定に基づき、2026年8月1日より2年間となります。

なお、執行役員の選任に関する本議案は、2026年6月17日開催の役員会において、本投資法人の監督役員の全員の同意によって提出されたものです。

執行役員候補者は次のとおりであります。

| 氏 名<br>(生 年 月 日)                        | 略歴及び重要な兼職の状況、並びに本投資法人における地位及び担当 |                                               |
|-----------------------------------------|---------------------------------|-----------------------------------------------|
| おおこう ち ゆき たか<br>大河内 幸 貴<br>(1968年6月30日) | 1991年4月                         | 株式会社三菱銀行（現 株式会社三菱UFJ銀行） 入行                    |
|                                         | 2016年5月                         | 株式会社三菱東京UFJ銀行（現 株式会社三菱UFJ銀行） 川崎支社長            |
|                                         | 2018年5月                         | 株式会社三菱UFJ銀行 ソリューションプロダクツ部 部長（不動産ファイナンス担当）     |
|                                         | 2019年7月                         | 新東工業株式会社 コーポレート部長                             |
|                                         | 2020年4月                         | 同社 執行役員 コーポレート部長                              |
|                                         | 2021年1月                         | トーセイ・アセット・アドバイザーズ株式会社 私募ファンド運用本部 エグゼクティブマネジャー |
|                                         | 2021年12月                        | 同社 REIT運用本部 エグゼクティブマネジャー                      |
|                                         | 2022年3月                         | 同社 REIT運用本部長                                  |
|                                         | 2022年8月                         | 本投資法人 執行役員（現任）                                |
|                                         | 2025年12月                        | トーセイ・アセット・アドバイザーズ株式会社 REIT運用本部長 兼 投資運用部長      |
|                                         | 2026年3月                         | 同社 REIT運用本部長（現任）                              |

- ・上記執行役員候補者は、トーセイ・アセット・アドバイザーズ株式会社入社以前である2020年12月より、本投資法人の投資口を1口（1口未満切り捨て）保有しており、また、投資口累積投資制度を利用することにより、2026年5月31日現在において所有投資口数は15口（1口未満切り捨て）となっています。なお、投資口累積投資制度を利用しており、議案の公表日現在の所有投資口数を確定できないため、議案の公表日の直前月末の数値を記載しています。
- ・上記執行役員候補者は、本投資法人がその資産の運用を委託している資産運用会社であるトーセイ・アセット・アドバイザーズ株式会社のREIT運用本部長であります。
- ・以上の他に上記執行役員候補者は、本投資法人との間に特別の利害関係はありません。
- ・本投資法人は、投信法第116条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が本投資法人の役員としての職務につき

行った行為に起因して損害賠償請求を受けたことにより負担することになる損害賠償金及び争訟費用等の損害を、一定の範囲で当該保険契約により填補することとしております。上記執行役員候補者は、現在執行役員として当該保険契約の被保険者に含まれており、本議案が承認可決され、執行役員に就任した場合には、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約の期間満了の際には、同内容の契約を再度締結する予定です。

### 第3号議案 補欠執行役員1名選任の件

執行役員が欠けた場合又は法令で定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠執行役員1名の選任をお願いするものであります。本議案において、補欠執行役員1名の選任に係る決議が効力を有する期間は、規約第45条第2項本文の規定により、第2号議案における執行役員の任期が満了する時までとなります。

また、補欠執行役員の選任の効力は、就任前に限り、役員会の決議により、その選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

なお、補欠執行役員の選任に関する本議案は、2026年6月17日開催の役員会において、本投資法人の監督役員の全員の同意によって提出されたものです。

補欠執行役員候補者は次のとおりであります。

| 氏 名<br>(生 年 月 日)                      | 略歴及び重要な兼職の状況、並びに本投資法人における地位及び担当 |                                                                   |
|---------------------------------------|---------------------------------|-------------------------------------------------------------------|
| たか はし あつ し<br>高 橋 敦 史<br>(1970年8月28日) | 1994年4月                         | 鹿島道路株式会社 入社                                                       |
|                                       | 2007年11月                        | 人事サービス・コンサルティング株式会社（現 エイチアールワン株式会社） 入社                            |
|                                       | 2018年11月                        | 株式会社 D&Iパートナーズ（現 株式会社博報堂<br>コンタクト&ロジスティクス） 入社                     |
|                                       | 2024年10月                        | トーセイ株式会社 入社 トーセイ・アセット・ア<br>ドバイザーズ株式会社出向 REIT運用本部 財務企<br>画部 マネージャー |
|                                       | 2025年7月                         | 同社 REIT運用本部 財務企画部長（現任）                                            |

- ・上記補欠執行役員候補者は、2026年5月31日現在において本投資法人の投資口を保有しておりません。なお、投資口累積投資制度を利用しており、議案の公表日現在の所有投資口数を確定できないため、議案の公表日の直前月末の保有状況に基づき記載しています。
- ・上記補欠執行役員候補者は、本投資法人がその資産の運用を委託している資産運用会社であるトーセイ・アセット・アドバイザーズ株式会社のREIT運用本部財務企画部長であります。
- ・以上の他に上記補欠執行役員候補者は、本投資法人との間に特別の利害関係はありません。
- ・本投資法人は、投信法第116条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が本投資法人の役員としての職務につき行った行為に起因して損害賠償請求を受けたことにより負担することになる損害賠償金及び争訟費用等の損害を、一定の範囲で当該保険契約により填補することとしております。上記補欠執行役員候補者が執行役員に就任した場合には、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約の期間満了の際には、同内容の契約を再度締結する予定です。

#### 第4号議案 監督役員2名選任の件

監督役員菅谷貴子及び田島照久は、2026年7月31日をもって任期満了となりますので、2026年8月1日付で新たに監督役員2名の選任をお願いするものです。

本議案において、監督役員の任期は、規約第45条第1項本文の規定に基づき、2026年8月1日より2年間となります。なお、投信法及び規約第43条の規定により、監督役員の員数は、執行役員の員数に1を加えた数以上であることが必要とされております。

監督役員候補者は次のとおりであります。

| 候補者<br>番 号 | 氏 名<br>(生年月日)                          | 略歴、重要な兼職の状況、及び本投資法人における地位                                                               |                                                                                                                                                                            |
|------------|----------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1          | みどり かわ ゆ か<br>緑 川 由 香<br>(1964年3月3日)   | 1993年4月<br>1996年6月<br>2013年9月<br>2018年4月<br>2019年11月<br>2021年6月<br>2021年10月<br>2022年6月  | 検察庁 入庁<br>弁護士登録<br>緑川由香法律事務所 開設<br>エリエールフーズ株式会社 社外取締役（現任）<br>緑川・北代法律事務所 開設（現任）<br>株式会社JM 社外監査役（現任）<br>映画倫理委員会 委員（現任）<br>一般財団法人映画倫理機構 理事（現任）                                |
| 2          | こ みね ゆう いち<br>小 峰 雄 一<br>(1971年10月21日) | 1995年10月<br>1998年4月<br>2000年10月<br>2008年1月<br>2011年7月<br>2014年9月<br>2016年3月<br>2019年10月 | 中央監査法人 入所<br>公認会計士登録<br>税理士登録<br>税理士法人小峰会計事務所（現 税理士法人総合税務会計） 設立<br>税理士法人総合税務会計 社員<br>オンコセラピー・サイエンス株式会社 取締役（現任）<br>税理士法人総合税務会計 代表社員（現任）<br>株式会社サン・ライフホールディング 取締役（監査等委員）（現任） |

- ・上記監督役員候補者は、いずれも本投資法人との間に特別の利害関係はありません。
- ・上記監督役員候補者は、いずれも本投資法人の投資口を保有しておりません。
- ・本投資法人は、投信法第116条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が本投資法人の役員としての職務につき行った行為に起因して損害賠償請求を受けたことにより負担することになる損害賠償金及び争訟費用等の損害を、一定の範囲で当該保険契約により填補することとしております。上記監督役員候補者両名が監督役員に就任した場合には、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約の期間満了の際には、同内容の契約を再度締結する予定です。

## 第5号議案 補欠監督役員1名選任の件

監督役員が欠けた場合又は法令で定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠監督役員1名の選任をお願いするものであります。本議案において、補欠監督役員1名の選任に係る決議が効力を有する期間は、規約第45条第2項本文の規定により、第4号議案における監督役員の任期が満了する時までとなります。

また、補欠監督役員の選任の効力は、就任前に限り、役員会の決議により、その選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

補欠監督役員候補者は次のとおりであります。

| 氏 名<br>(生年月日)                          | 略歴、重要な兼職の状況、及び本投資法人における地位 |                                    |
|----------------------------------------|---------------------------|------------------------------------|
| ほり おか さき こ<br>堀 岡 咲 子<br>(1985年10月13日) | 2012年12月                  | 樋口法律事務所 入所                         |
|                                        | 2015年12月                  | 第一中央法律事務所 入所(現任)                   |
|                                        | 2017年8月                   | 文部科学省 再就職コンプライアンスチームアドバイザーメンバー(現任) |
|                                        | 2019年4月                   | 文部科学省 コンプライアンスチーム支援メンバー(現任)        |

- ・上記補欠監督役員候補者と本投資法人との間に特別の利害関係はありません。
- ・上記補欠監督役員候補者は、本投資法人の投資口を保有しておりません。
- ・本投資法人は、投信法第116条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が本投資法人の役員としての職務につき行った行為に起因して損害賠償請求を受けたことにより負担することになる損害賠償金及び争訟費用等の損害を、一定の範囲で当該保険契約により填補することとしております。上記補欠監督役員候補者が監督役員に就任した場合には、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約の期間満了の際には、同内容の契約を再度締結する予定です。

## 参考事項

本投資主総会に提出される議案のうち、相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれにも、投信法第93条第1項及び規約第41条に規定する「みなし賛成」の規定は適用されません。また、同条第3項の定めに従い、同項各号に定める議案について、所定の手続に基づいて、一定の資格要件を備えた少数投資主が、当該議案に反対である旨を本投資法人に通知した場合、当該議案については同条に定める「みなし賛成」の規定は適用されません。なお、上記第1号議案から第5号議案までの各議案につきましては、いずれも相反する趣旨の議案には該当しておらず、また、本投資法人規約第41条第3項が適用される上記第2号議案から第5号議案までの各議案につきましては、2026年6月17日現在、少数投資主から当該議案に反対である旨の通知はなされておられません。今後、2026年6月17日から2週間以内に少数投資主から第2号議案から第5号議案までの各議案に反対である旨の通知がなされた場合には、当該議案について「みなし賛成」の規定は適用されないこととなります。当該期間に少数投資主から当該各議案に反対である旨の通知がなされた場合には、その旨及び当該議案について「みなし賛成」の規定は適用されない旨を本投資法人ウェブサイト (<https://tosei-reit.co.jp/>) に掲載いたします。

以 上

# 第7回投資主総会会場ご案内図

会場 東京都中央区築地六丁目23番8号

トーセイホテル ココネ築地銀座プレミア 3階 電話 03-3543-5541



## 交通のご案内

都営地下鉄大江戸線 「築地市場」駅A1出口から徒歩5分

東京メトロ日比谷線 「築地」駅1番出口から徒歩7分

東京メトロ日比谷線・都営地下鉄浅草線 「東銀座」駅6番出口から徒歩8分

## お知らせ

- ・誠に申し訳ございませんが、駐車場のご用意がございませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。
- ・本投資主総会にご出席の投資主様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくい  
ユニバーサルデザインフォントを  
採用しています。